

令和5年9月三種町議会定例会会議録

令和5年9月15日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	畠山勝巳	2番	三浦敦
3番	高橋満	4番	平賀真
5番	成田光一	6番	遠藤勝昭
7番	児玉儀広	8番	森山大輔
9番	伊藤千作	10番	清水欣也
11番	荒谷要伸	12番	三村眞
13番	小澤高道	14番	堺谷直樹
15番	加藤彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝	
総務課	長	工藤一嗣	企画政策課	長	加藤登美子
税務課	長	後藤一家	町民生活課	長	荒川浩幸
福祉課	長	清水真一	健康推進課	長	小松仁文
農林課	長	小玉賢一	商工観光交流課	長	清水秀文
建設課	長	児玉憲一	上下水道課	長	嶋田修一
琴丘支所	長	鎌田誠	山本支所	長	石井透
会計課	長	皆川和華子	教育	長	藤田良博
教育次	長	牧野誠一	農業委員会	事務局長	見上貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局	長	後藤芳英	議会事務局	主査	池内和人
議会事務局	主事	畠山夏海			

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 発議第 2 号 畠山勝巳議員に対する懲罰動議
- 第 2 懲罰特別委員会の設置について
- 第 3 懲罰特別委員会委員の選任について
- 第 4 畠山勝巳議員に対する懲罰の件
- 第 5 議案第 4 3 号 令和 5 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 6 議案第 4 4 号 令和 5 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 4 5 号 令和 5 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 8 議案第 4 6 号 令和 5 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第 4 7 号 令和 5 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 10 議案第 4 8 号 三種町印鑑条例の一部改正について
- 第 11 議案第 4 9 号 三種町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 12 議案第 5 0 号 三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 13 議案第 5 1 号 三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 14 議案第 5 2 号 財産の取得について（小型動力ポンプ）
- 第 15 認定第 1 号 令和 4 年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 2 号 令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 認定第 3 号 令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 認定第 4 号 令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 19 認定第 5 号 令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 認定第 6 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 21 認定第 7 号 令和 4 年度三種町水道事業会計決算の認定について
- 第 22 認定第 8 号 令和 4 年度三種町下水道事業会計決算の認定について
- 第 23 陳情第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 第 24 発委第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第 25 発委第 5 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 第 26 常任委員会の所管事務調査報告
- 第 27 発委第 6 号 三種町議会議員政治倫理条例の制定について
- 第 28 発委第 7 号 三種町議会ハラスメント防止条例の制定について

## 第29 閉会中の継続調査の件

議長 加藤彦次郎は、令和5年9月15日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（加藤彦次郎）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第1．発議第2号「畠山勝巳議員に対する懲罰の動議」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、畠山勝巳議員の退場を求めます。

（畠山勝巳議員 除斥）

議長（加藤彦次郎）

提出者の説明を求めます。3番、高橋 満議員。3番。

3番（高橋 満）

発議第2号、畠山勝巳議員に対する懲罰動議についてを次の理由により、畠山勝巳議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び三種町議会会議規則第109条第1項の規定により、動議を提出します。

令和5年9月15日、三種町議会議長加藤彦次郎様。

発議者 高橋 満、三浦 敦。

理由でございます。

議員は9月14日の会議において、録音機を使用しておりました。休憩中に議長が確認したところ、議員はその使用を認めています。議長の注意により、録音データは消去したとのことですが、それをもって録音機を使用したという事実が消滅したこととはなりません。よって、議場内の規律として、録音機の類を携帯することを禁じている三種町議会会議規則第102条に抵触をしており、懲罰を求めるものであります。

議会議員は、当局のコンプライアンスを厳しくチェックする立場にあります。その議会議員が会議規則に違反したなら、議会の自浄作用として厳しく対応しなければなりません。議員は規則を破っても問題ないんだという誤ったメッセージを町民に送りかねません。

以上から、皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

3番、高橋 満議員の提出理由の説明を終わります。

畠山勝巳議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りします。

これを許すことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、畠山勝巳議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

畠山勝巳議員の入場を許します。

( 畠山勝巳議員 入場 )

議長 ( 加藤彦次郎 )

畠山勝巳議員に一身上の弁明を許します。畠山勝巳議員。

1 番 ( 畠山勝巳 )

弁明いたします。

録音機を持ち込んだのは、私の一般質問である統合中学校の問題について、午前中に森山議員が質問する予定です。そして、森山議員に対する当局の回答がどういうふうなものであったか、それを踏まえて、午後から私の一般質問の参考にして、それを付け加えて補充質問、そういうふうなことができるのではないのかなというふうな意味で、当局の森山議員に対する質問内容を確認する、回答内容を確認する意味で、録音機を持ち込んで録音しました。それで、いずれ議長からその件を指摘されて、すかさず消去した次第です。

以上です。

議長 ( 加藤彦次郎 )

畠山勝巳議員の退場を求めます。

( 畠山勝巳議員 除斥 )

議長 ( 加藤彦次郎 )

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第 2. 懲罰特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

懲罰の議決については、会議規則第 110 条の規定により、委員会の付託を省略できないことになっています。よって、本件については、6 人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、本件については、6 人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

日程第 3. 懲罰特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

懲罰特別委員会委員については、委員会条例第 6 条第 3 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、懲罰特別委員会委員は、お手元に配

付しました名簿のとおり選任することに決定しました。  
委員会審査のため、暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

-----  
午前10時55分 再開

議長（加藤彦次郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第4．畠山勝巳議員に対する懲罰の件を議題とします。  
地方自治法第117条の規定により、畠山勝巳議員の退場を求めます。  
（畠山勝巳議員 除斥）

議長（加藤彦次郎）

懲罰特別委員会より審査報告を求めます。懲罰特別委員長。

懲罰特別委員長（平賀真）

懲罰特別委員会に審査を付託された畠山勝巳議員に対する懲罰の件について、ただいま審査を行いましたので、その結果を報告します。  
1、懲罰事犯の有無、懲罰を科すべきものと認める。  
2、懲罰処分の種類及び内容、1日間の出席停止とする。  
3、理由、提案理由を妥当と認める。  
以上で審査報告を終わります。

議長（加藤彦次郎）

懲罰特別委員会の審査報告を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。8番、森山議員。

8番（森山大輔）

畠山議員の懲罰動議について、反対の立場から討論いたします。  
初めに、畠山議員が録音機材を議場に持ち込んだのは、自身の質問の参考とするためであり、会議規則で想定している録音情報の外部への漏えいのおそれはありません。  
次に、畠山議員は議長の指示に従い録音を中止、データを消去しております。これらのことから、畠山議員の行為は懲罰に値するとは言えません。さらに、一定期間の出席停止という懲罰内容は、議決に参加できないなど、畠山議員の不利益があまりに大きく、著しく妥当性を欠いております。  
以上の点から、畠山議員の懲罰動議には反対であります。  
以上です。

議長（加藤彦次郎）

賛成討論はありませんか。7番。

7番（児玉儀広）

賛成の立場から討論いたします。  
議場にレコーダーを持ち込み、録音するという行為は、大変重大であります。このたびの1日間の出席停止は妥当と考えられ、懲罰に賛成いたします。

議長（加藤彦次郎）

ほかに反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

畠山勝巳議員に対する懲罰の件を採決します。この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は委員長報告に反対とみなします。

本件に対する委員長報告は、畠山勝巳議員に1日間の出席停止の懲罰を科すことです。本件を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長 ( 加藤彦次郎 )

着席ください。起立多数です。よって、畠山勝巳議員に1日間の出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

畠山勝巳議員の入場を認めます。

( 畠山勝巳議員 入場 )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ただいまの議決に基づいて、これから畠山勝巳議員に対し懲罰の宣告を行います。

畠山勝巳議員の起立を求めます。

( 畠山勝巳議員 起立 )

畠山勝巳議員に1日間の出席停止の懲罰を科します。

畠山勝巳議員の退場を求めます。

( 畠山勝巳議員 退場 )

議長 ( 加藤彦次郎 )

暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

-----  
午前11時09分 再開

議長 ( 加藤彦次郎 )

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14名であり、定足数に達しています。

日程第5. 議案第43号「令和5年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

本案に対しては、森山大輔議員外1人から、お手元に配りました修正の動議が提出されています。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。森山議員。

8番 ( 森山大輔 )

令和5年度三種町一般会計補正予算、修正動議の提案理由を説明いたします。

令和5年度三種町一般会計補正予算には、統合中学校の校名を公募するた

めの統合中学校名称公募報償品予算が計上されておりますが、この予算には、3つの問題があります。

1つ目の問題は、統合中学校の目指す教育の在り方が町民に周知されていない中で、校名のみが決められようとしていることです。第2回三種町立小中学校統合検討委員会でも、委員から指摘がありましたが、統合中学校の目指す教育の在り方が明確になっておらず、町民に周知されていない中で、校名を先行して決定するのは不合理であり、町民の理解が得られるものではありません。統合中学校はコミュニティースクールとなる計画ですので、なおさらに町民の理解を得ながら、統合準備作業を進めるべきであります。

2つ目の問題として、統合中学校名称公募報償品予算には緊急性がなく、補正予算に盛り込む必要性がありません。三種町立小中学校統合検討委員会等で準備した上で当初予算に盛り込むのが、本来あるべき手順だと考えます。

3つ目の問題は、統合中学校整備計画に対する町民の理解が進んでいないことです。統合中問題を再考する会より寄せられた3,389筆もの署名は、計画に反対する町民が多いことを明確に示しています。新聞報道も、集まった署名数は、町民との合意形成が十分でなかったことを物語るとして、可能な限りの合意形成が必要と述べております。統合中学校の建設は、当町にとって100年の大計でありますので、丁寧に町民の合意を形成した上で進めることが必須と考えます。

以上3つの理由から、令和5年度三種町一般会計補正予算の修正動議を提出いたします。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

森山大輔議員の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、原案に対する質疑はありませんか。これは、一般会計補正予算案全般に関わる質疑です。ありませんか。14番。

14番（堺谷直樹）

15ページの総務費の中の工事請負費、旧上岩川小学校の駐車場の舗装打ち替え工事ですけれども、ここはそんなに利用頻度が高くないように思いまして、通常の穴埋め等の補修では対応できなかったものか、その辺ちょっとお知らせください。

議長（加藤彦次郎）

琴丘支所長。

琴丘支所長（鎌田誠）

長 答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、ここの部分、旧上岩川小学校の敷地内にある舗装でございます。現在、広範囲にわたり、かなり傷んでおります。これまで支所の職員が年数回、切削材を用いて簡易補修していたところですが、冬期間、除排雪によりその切削材がグラウンドまで流れたなど支障を来しているため、今回補正予算計上してございます。

議長（加藤彦次郎）

14番。

14番 ( 塚谷直樹 )

そうすると、今までいろいろと補修をやってきたんだけど、そろそろ打ち替えをしたほうがいいということで判断されたということですね。分かりました。

次に19ページ、農業費の補助金の中の化学肥料低減機械等導入支援事業費補助金ですけれども、これの中身について、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

農林課長。

農林課長 ( 小玉賢一 )

お答えいたします。

こちらの事業ですけれども、県の事業となつてございます。こちらの事業の内容といたしましては、化学肥料の低減を図る農業機械の導入費に対しまして助成するという形での内容となつてございます。

今年度に関しましては、1名の方がこの事業の申込者として手を挙げております。これに対しまして補助となります。

議長 ( 加藤彦次郎 )

14番。

14番 ( 塚谷直樹 )

分かりました。これは、次年度も継続される事業なんでしょうか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

農林課長。

農林課長 ( 小玉賢一 )

お答えいたします。

こちらの事業に関しましては単年度事業ということで、今年1年の事業となつてございます。(「終わります」の声あり)

議長 ( 加藤彦次郎 )

9番。

9番 ( 伊藤千作 )

17ページの2目19の扶助費、これは通院費の助成費ということになっております。これは、私今年の3月議会で、一般質問で取り上げました。人工透析治療の皆さんが、外出支援サービスを受けておりましたが、年末年始の運行を中止するというので大変困っているというふうなことで、その対応、対策を立ててもらいたいという趣旨の質問をして、何とかこれに対応してもらいたいというふうなことをやってまいりました。それに早速、担当課がこれについて対策、対応を立てたものだろうと思いますが、これはどのように対策、対応を立てたのか、説明をしてください。

議長 ( 加藤彦次郎 )

福祉課長。

福祉課長 ( 清水 真 )

お答えいたします。

この特定疾病通院費助成費の増額計上につきましては、ただいま伊藤議員

言われたとおり、一般質問でご指摘いただいた問題に対応するために、計上させていただいたものでございます。

3月の一般質問におきまして、現在、外出支援サービスにつきましては、12月31日、それから1月1日、1月2日の3日間、人工透析を受けている方を含めて、完全に外出支援のほうを休業している、そういう状況の中で、その期間についても通常運行していただきたいという趣旨で質問をいただきまして、町のほうからは、令和5年度にアンケート調査などを実施して、社協と協議しながら必要な運用改善を図っていくというような答弁をしております。その答弁に基づきまして、今年度、対応について検討してございます。この年末年始の人工透析のための通院手段の確保ということにつきましては、町としましても非常に大切な問題であるというふうに認識してございまして、検討の結果、今回2つの方法で対応することとしております。

1つは、外出支援サービスの3日間の休業、この取扱いにつきまして、まず日常の移動に常時車椅子を必要とする方、それから自力で通院手段を確保できないなど、特別な事情のある方については、従来休業としてきました3日間についても利用を認めるというふうに、外出支援サービス側の運用の見直しを図るというふうに考えております。これがまず1つ。

それから、もう一つの対応でございすけれども、今回増額計上させていただきましたが、従来、人工透析を受けるために町外の医療機関に通院されている方に対して、月額6,000円の通院費の助成を実施してきたところでございすけれども、これも運用の見直しを行いまして、外出支援サービスを利用できない期間に民間のタクシー、あるいは移送サービスを頼んで利用した場合に、1人当たり2万円を上限として通院費を助成するという新たな制度を加える、この2つでもって対応させていただきたいということで、今回増額計上させていただきましたので、ご理解をお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

本当に非常に困っている方々に対して、担当課として早速対応、対策を立てたことに対しては、大いに私は評価したいというふうに思います。何といたっても命がけで生きて必死に頑張っている透析患者、いわゆる典型的な弱者救済のために、担当課がこういうふうに本当に対応、対策を立てたことを大いに評価して終わりたいと思います。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

ほかに原案に対する質疑はありませんか。8番。

8番（森山大輔）

まず初めに、19ページの燃料購入助成金、これ、なぜ燃料購入助成金、前回もたしか燃料だったと思うんですけれども、他市町村の例を見ていると、ほかの用途に使えるような内容とか、支給対象が違う場合もあると思うんですけれども、なぜ当町においては燃料購入助成金とされたのか、また、支給対象を世帯単位とした理由をお知らせください。

議長（加藤彦次郎）

商工観光交流課長。

商工観光 ( 清水秀文 )

交流課長 お答えいたします。

燃料購入助成券、これにつきましては昨年度も同様に行っております。ご承知のとおり、昨今、ガソリン等燃料費がかなり高騰しております。こういったものも踏まえまして町のほうで協議したところ、燃料購入助成券ということに限定した形に決まっております。

あと、すみませんけれども、森山議員の2点目のご質問、申し訳ないですけれども、もう一度お願いできますでしょうか。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

8番。

8番 ( 森山大輔 )

2点目は支給対象ですね。能代市はたしか子育て世帯とか、いろいろ多分市町村によって変わっているのかなと思うんですけれども、当町で世帯単位で支給するというように決定した理由を教えてくださいと思います。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 清水秀文 )

交流課長 お答えいたします。

燃料購入助成券の対象でありますけれども、三種町としましては課税世帯、町民税の課税世帯を対象としております。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

8番。

8番 ( 森山大輔 )

多分その支給の仕方として個人だったりとか家庭だったり、あと例えばその世帯にしても、こういう世帯とかという対象を絞ったり、満遍なくとかという形があると思うんですけれども、それをなぜこの課税世帯全体にしたのかなというところの理由があれば教えてくださいかかったんですけれども。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 清水秀文 )

交流課長 お答えいたします。

非課税世帯につきましては、まず福祉課サイドのほうで非課税世帯のほうに支援しております。商工観光交流課としましては、課税世帯を対象としまして消費の下支えをするという観点から、このような形に至っております。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

8番。

8番 ( 森山大輔 )

ありがとうございます。

先ほどの1つ目の質問のほうで、なぜ燃料券なのかということ、ちょっと趣旨として、いずれそこに入ったお金が、余裕となってほかのところに戻るといふこともあるかなとは思いますが、ただ、経済効果ということを考えれば、もうちょっと多用途のほうで、町内でいろいろな業者さんに

このお金が回るという形もあるのかなと思いましたが、今回燃料券でいくということなんでしょうけれども、毎回燃料券だと、ちょっとそこら辺の効果の公平性というところが少し心配されるかなと思いますので、ちょっと今後ご検討いただければいいのかなと思います。

ちょっと次の質問に移らせていただきます。同じ19ページで、サンバリオの改修工事があるんですけども、こちらの内容を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

議長 ( 加藤彦次郎 )  
商工観光交流課長。

商工観光  
交流課長 ( 清水秀文 )  
お答えいたします。

まずサンバリオの施設についてでございますが、平成9年7月にオープンして以来、その後、大規模な改修工事等、手つかずといった状態でありました。その後、現在サンバリオ施設、特に外部の経年劣化が進んできております。このたびサンバリオの改修工事实施設業務ということで、サンバリオの外壁改修、こちらのほうは外壁のクラック処理、あと外壁の塗装をはじめといたしまして、そのほかにサンバリオ屋上の防水シートの張りつけなどを早期に実施したいということで、本補正予算により予算計上しているところでございます。

なお、実施設計作成業務を委託した後ですが、予定といたしまして新年度予算、当初予算におきまして、このサンバリオの改修工事を予算計上して進めてまいりたいというふうに計画しております。

以上です。

議長 ( 加藤彦次郎 )  
8番。

8番 ( 森山大輔 )  
ありがとうございます。

確かに、見た感じでもう老朽化してきているなというのが見えるので、いづれ何か必要かなと思ったんですけども、今回この外壁と屋上の改修工事を行うということで、それで大体今必要な大規模改修が終わるという予定でしょうか、それともその後また何か発生することが想定されている状況でしょうか。

議長 ( 加藤彦次郎 )  
商工観光交流課長。

商工観光  
交流課長 ( 清水秀文 )  
お答えいたします。

今回のこのサンバリオの改修工事というのは、必要最低限の大規模な改修工事ということでありまして、外壁の改修、これをはじめとした改修工事となります。この後、細かい点の改修等もありますけれども、まずは早期に必要なもの、改修、これにつきまして実施設計業務を予算計上しているところでございます。

議長 ( 加藤彦次郎 )  
8番。

8 番 ( 森山大輔 )

分かりました。では、ただいまのサンバリオに関する質問はこれで終わります。

次、21ページ、統合小学校校舎等事前調査というものが行われるということですが、こちらの内容を教えていただいてもよろしいでしょうか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

教育次長。

教育次長 ( 牧野誠一 )

お答えいたします。

校舎利用調査につきましては、ご説明してまいりましたとおり、現在の八竜中学校を湖北小学校、浜口小学校の統合により活用する予定となっております。

それから、山本地区では森岳小学校、金岡小学校が一緒になりまして、現在の山本中学校の校舎を使う予定になっております。両校舎につきましては、やはり経年劣化しておりまして、かなり老朽化が目立つところがございます。現在、改修工事は令和8年度を予定しているわけではございますけれども、その前に現状を正確にまず把握したいということで調査業務の委託費を計上させていただきました。

業務内容としましては、共通項目でいきますと建物外部、それから建物内部、電気設備、機械設備、それから外構についてまず調査したいと考えているところでございます。両校舎とも傷めている箇所がそれぞれ異なるところもいろいろあるわけですが、この共通の調査項目でまずやっていきまして、教室等と体育館ということで今、調査を進めたいと思っております。

議長 ( 加藤彦次郎 )

8番。

8 番 ( 森山大輔 )

こちらについては、今のご説明で了解いたしました。

最後、25ページなんですけれども、今回予備費が補正で上積みされるということで、この理由をご説明いただけますでしょうか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

総務課長。

総務課長 ( 工藤一嗣 )

お答えいたします。

例年、予備費には1,000万円の予算を計上しておりますが、緊急的に必要な事業等が今回4月以降、発生しております。それに加えて今回の大雨による災害、これの見舞金と消毒作業、専決予算前にこれらやる必要がありましたので、緊急性を考慮いたしまして、今回予備費充当で大きく支出しております。その緊急性を持った予算支出によりまして、現在、618万8,000円を支出してございます。これに伴い、今後予算の不足があった場合、緊急的な対応ができないことから、今回初めて予備費を補正予算で計上させていただきました。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

8 番。

8 番 ( 森山大輔 )

ご説明ありがとうございます。

そうすれば、主には今回の大雨災害で使った分を補充するようなイメージでよろしいのでしょうか。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

総務課長。

総務課長 ( 工藤一嗣 )

お答えいたします。

今回の補正予算は500万ということですが、大雨災害ではおよそ330万ほど予備費充用させていただいてございますので、そう考えていただいて結構です。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

8 番。

8 番 ( 森山大輔 )

分かりました。

この予備費、我々のほうでもなかなか確認しづらい予算になりますので、必要最低限にさせていただければと思います。

以上で質問を終わります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ほかに原案に対する質疑はありませんか。10番。

10 番 ( 清水欣也 )

今、サンバリオの設計の話が出ましたので、それに関連して19ページであります。

委託料3,360万というのは、工事ベースでいうと大体1億円ぐらいだと思いますけれども、9,000万ないし1億円ぐらいだと思いますけれども、この工事費は全部町が負担するという計画なのかどうかということをお聞きいたします。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

商工観光交流課長。

商工観光交流課長 ( 清水秀文 )

このサンバリオの改修工事費につきましては、この後、財政当局とも確認しまして、財源確保について、これから確認して進めてまいりたいと思っております。(「すみません、もう一回はつきり答弁してください」の声あり)

議 長 ( 加藤彦次郎 )

商工観光交流課長。

商工観光交流課長 ( 清水秀文 )

お答えいたします。

サンバリオの改修工事費の財源なんですけれども、この後、また町の財政当局とも協議いたしまして、財源確保、こういったものをこれから検討してまいりたいというふうな方向で考えております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

ほら、設計費が360万となっているわけですから、工事費というのは約4%が委託費になるのが大体、普通。だから、それを逆算すると約1億円ぐらいになるわけですよ。だから、その大体の工事費の額が想定されているから初めてこの金額が出てくるわけですよ。突然出てきた数字ではないわけ。頭の工事費がある意味予想されて、それに対してどのくらいという、それが通常、4%ぐらいと言われております。そこからいけば約1億円ぐらいになるなと想像したということです。

さて、その1億円がどのように、これを工事費が負担されるのか、あそこに入っているのがいろいろおられるわけですがけれども、例えば1億円だと仮定して、これを全部町で負担するのか、それともどこかで負担をし合うことになっているのか、そのあたりを聞いたかったという話です。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

このサンバリオ改修の件に関しては、今回実施設計、これ終わってから工事費を計上することになります。やはり琴丘地区の大事な拠点施設でございますので、町としてしっかりと改修に取りかからなければいけないと、そう思って今回取り組んでおります。

財源については、これからいろいろ検討はしなければいけないですが、最終的には町単費でも修繕していかなければいけないと、そのような思いで今回、この改修に取りかかっております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

つまり、全額町負担でやるということなんですね。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

充当できる財源がなければ、そういうことになろうかと思えます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

私が言ったのは財源の話ではなくて、あそこを工事した場合、1億円かかった場合、町はどのくらい負担、あとはあそこに利用している人が何ぼだとかというような負担割合は、設定するものでしょうかという話なんです。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

町単独でいきます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

次に、ちょっと歳入のことについてであります。

110ページと11ページを見てください。ごめんなさい、12ページと13です。すみません。

繰越金は4年度からの繰越金が全部で約2億8,100万でございました。毎年、この繰越しがあるわけですけれども、この実質収支、去年は1億8,500万でした。

今年は2億3,100万円ですけれども、これの繰越額をでますと財調と、それから減債基金に積立てをしなければならないことになっております。それは、その決まりどおり毎年きちんと減債に積み込まれているのでしょうかという質問であります。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

財政調整基金への積立てにつきましては、実質収支の半分を毎年、基本ルールとして積み立てしております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

減債のほうには行かないのでしょうか。私今、繰越金に対する質問ですので、決算ではありません。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

減債への積立てのルールはちょっと確認しますので、お待ちください。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

次に移ります。

13ページの雑入の東北電力節電協力金とありますけれども、東北電力の節電協力金として町に入ってくるというのは、これはどういう目的で入ってきているのでしょうか。それから、その用途はどういうことなのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

節電協力金につきましては、前年度比較との電気料等の東北電力の基本ルールによりまして、町に協力金として入ってきております。その用途につきましては、一般財源として活用しております。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

10番。

10番 ( 清水欣也 )

その協力金が、東北電力から節電協力金と言っているけれども、節電協力金というのはどういうことですかと聞いている。町に節電協力金と東北電力から入ってくるというけれども、それをどう、町が何か節電に協力したわけですかという話。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

総務課長。

総務課長 ( 工藤一嗣 )

お答えいたします。

前年度利用よりも節電されている状況であれば、そのルールに沿って東北電力から協力金として歳入として入ってきているものであります。(「分かりました。以上です」の声あり)

議 長 ( 加藤彦次郎 )

暫時休憩します。

午前11時42分 休 憩

-----  
午前11時44分 再 開

議 長 ( 加藤彦次郎 )

会議を再開します。

総務課長。

総務課長 ( 工藤一嗣 )

減債基金の積立てについてお答えいたします。

年度末に積立てすることになっておりますが、実質収支の半分を財政調整基金として積立ていたしますが、その年度、財政調整基金の取崩しはその積立分より多かった場合には減債基金のほうには積み立てずに、財調にだけ積み立てるということにしております。(「了解しました」の声あり)

議 長 ( 加藤彦次郎 )

商工観光課長よりも発言を求められておりますので、商工観光交流課長、どうぞ。

商工観光 ( 清水秀文 )

交流課長 お答えいたします。

先ほど清水議員から、概算工事費につきまして1億円ほどということの話がありました。商工観光交流課のほうとして、設計業者のほうから参考見積りをいただきまして、概算工事費を出した経緯があります。これに基づきまして、大体5,000万円ほどという金額を出しているところでございますので、一緒に報告いたします。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質問ありますか。10番。

10番 ( 清水欣也 )

今、金額が聞こえませんでした。

議長 ( 加藤彦次郎 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 清水秀文 )

交流課長 概算工事費ですが、5,000万円ほどでございます。(「了解しました」の声あり)

議長 ( 加藤彦次郎 )

ほかに原案に対する質疑はありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、原案に対する質疑を終わります。

次に、修正案に対する質疑はありませんか。4番。

4番 ( 平賀 真 )

修正動議に対する質問を行います。

まず初めに、発議者である森山議員は、小中学校の統合検討委員会の委員でしょうか、お伺いします。

議長 ( 加藤彦次郎 )

8番。

8番 ( 森山大輔 )

現在行われております小中学校統合委員会には、私は八竜中学校のPTAを代表して委員として参加しております。

議長 ( 加藤彦次郎 )

4番。

4番 ( 平賀 真 )

PTA代表ということですからけれども、議会から教育民生常任委員長、副委員長がオブザーバーで参加しております。オブザーバーですので、審議のときは発言、また議決もできないということをお伺いしておりますが、今PTAの代表として参加しているということですが、やはり参加されている委員の方々は、森山さんが議員だということは周知しているはずでございます。

また、当局も議員だとは周知していることかと思えます。そういった委員の中のパワーバランスといいたいまいしょうか、私から見ると、議会が全くのオブザーバー的立場であるにもかかわらず入るといのは、公平性を欠くものではないかと疑問を抱いております。まずそれが1点なんです、そしてこの検討委員会で、開校までのタイムスケジュールというのが決定されているかと思えます。そして、この検討委員会の決定に基づいて、学校名を公募してというような形で、それで今回補正に組んだということかと思えます。このタイムスケジュール、委員会の中では、森山検討委員会委員は反対なさっていたんでしょか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

4番議員に申し上げます。

修正案に対する質疑でございますので、そこからはちょっとかけ離れているのではないかと思います。4番。

4番 ( 平賀 真 )

分かりました。

それで先ほど、この修正動議の提出の理由といたしましうか、少し早口でメモが全部取れませんでしたけれども、この修正の理由といたしまして、町民への周知が足りない、町民の理解を得ていない、町民の理解が進んでいないという文言がございました。

一応、この5万円を削除する理由の中で、町民という言葉が出ておりますけれども、森山議員にとって町民とは、これ関係していいですね、5万円の修正なんで。町民というのは、言ってみれば修正動議の提出理由でございますので、そのところをお聞かせいただければ、先へ進みたいと思っております。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

8番。

8番 ( 森山大輔 )

すみません、今のご質問なんですけれども、多分町民の定義を知りたいというよりも、なぜここで町民というのを私が述べているのかという理由をご説明すれば、多分お答えになるのかなと思ひまして、そのようにお答えさせていただきたいと思うんですけれども、まず1つ目、これは多分町民に周知されていないというところは1つ目の問題のところ、統合中学校の目指す教育の在り方というものが町民に周知されていない。これは、今は多分まだ検討を進めるということになっているものなので、当然決まっていななものなので、町民には周知されていないというふうに私は理解しております。そのような意味で、町民に周知されていないというふうに、ここで書いております。

もう一つが町民の理解が進んでいないというのは3つ目の問題のところについてのご質問かと思ひますけれども、3つ目の問題については、この署名が3, 389筆集まっていることから明らかなように、町民がこの計画を進めるよということに対する町民の合意が十分にできていないということで、このように述べております。

以上であります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

4番。

4番 ( 平賀 真 )

今回、この報償費の5万円削除ということでございますけれども、今私が聞いたのは町民、署名をした方々が全てなのか、署名をしなかつた方々も町民ではないかという考えでございますけれども、一応趣旨は拝聴させていただきました。終わります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ほかに修正案に対する質疑はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、修正案に対する質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、討論交互の原則によって行います。本

案に対して修正案が提出されていますので、原案に賛成者の発言を許しません。討論ありませんか。7番、児玉議員。

7番 ( 児玉儀広 )

私は、議案第43号、令和5年一般会計予算の補正に対し、賛成の立場から討論いたします。

提出されている補正予算は、既に建設場所を山本中学校敷地内と決定し、令和8年度統合中学校開校に向けての一連の準備行為の中の一つである。統合中学校の名称を公募し、その中から応募くださった方へ謝礼するための予算であり、統合中学校建設計画を進める上で適正なものであります。よって、議案第43号、令和5年一般会計予算の補正に賛成いたします。

議長 ( 加藤彦次郎 )

議案に対する反対の討論、修正案に対する賛成の討論はありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第43号「令和5年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。

まず、本案に対する森山大輔議員外1人から提出された修正案について、起立によって採決します。

なお、起立しない場合は修正案に反対とみなします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご着席ください。

起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。原案に賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩とします。

午前11時54分 休憩

-----  
午後 1時00分 再開

議長 ( 加藤彦次郎 )

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6. 議案第44号「令和5年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第44号「令和5年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。  
日程第7. 議案第45号「令和5年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第45号「令和5年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。  
日程第8. 議案第46号「令和5年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第46号「令和5年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第47号「令和5年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第47号「令和5年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第48号「三種町印鑑条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第48号「三種町印鑑条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第49号「三種町手数料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第49号「三種町手数料徴収条例の一部改正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。  
日程第12. 議案第50号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第50号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。  
日程第13. 議案第51号「三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第51号「三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第52号「財産の取得について(小型動力ポンプ)」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

6番 ( 遠藤勝昭 )

このポンプを購入するに当たって、多分シバウラのB-3級だと思うんですけども、よろしいですか。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 そのとおりであります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

6番。

6番 ( 遠藤勝昭 )

購入に当たってこれ、町のほうからメーカー指定とかして購入とかは可能ですか。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 お答えします。

今後仕様書を見直して、それは可能だと思います。(「メーカー指定があったかどうか」の声あり)

議 長 ( 加藤彦次郎 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 メーカーにつきましては仕様書で決めておりますので、そのとおりにしております。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

6番。

6番 ( 遠藤勝昭 )

ということは、このメーカーも決まっているということ。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 メーカーは決まっております。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

暫時休憩します。

午後1時09分 休 憩

---

午後1時09分 再開

議長 (加藤彦次郎)

再開します。  
もう一度答弁します。

町民生活課長 (荒川浩幸)

メーカーを決めて発注しております。

議長 (加藤彦次郎)

6番。

6番 (遠藤勝昭)

では、ほかのメーカーでも購入は可能だという解釈でよろしいですか。

議長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活課長 (荒川浩幸)

可能と思われます。

議長 (加藤彦次郎)

6番。

6番 (遠藤勝昭)

分かりました。以上で終わります。

議長 (加藤彦次郎)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第52号「財産の取得について(小型動力ポンプ)」を採決します。

暫時休憩します。

午後1時10分 休憩

-----  
午後1時11分 再開

議長 (加藤彦次郎)

会議を再開します。

発言の訂正がありますので、町民生活課長から発言があります。町民生活課長。

町民生活課長 (荒川浩幸)

先ほどの遠藤議員の小型動力ポンプ購入の件について、訂正させていただきます。

先ほど、指定できるかということでしたけれども、メーカーのほうからこ

れの仕様に基づいて、まずやってもいいかということを受け入れて、それで発注する形になりますので、その辺ご理解願いたいと思います。

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
暫時休憩します。

午後 1 時 1 2 分 休 憩

-----  
午後 1 時 1 3 分 再 開

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
会議を再開します。  
いま一度、訂正があります。町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )  
課長

すみません、もう一度訂正します。

先ほどの件について、メーカーの指定はしておりません。それで、落札業者のほうから、このメーカーでよろしいかということについて、それに基づいて購入指定をしておりますので、その辺ご理解願います。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

今の答弁に対して質問あれば。6 番。

6 番 ( 遠藤勝昭 )

私が質問している内容とちょっと異なるんですけども、こちらの町当局のほうから、例えば言葉悪いんですけども、車でいくと、例えばスズキの車を購入しますけれども、ホンダのメーカーの車を購入したいという感じのことができますかという感じですが、例えで言うと。

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
暫時休憩します。

午後 1 時 1 4 分 休 憩

-----  
午後 1 時 1 4 分 再 開

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
会議を再開します。  
町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )  
課長

お答えします。

仕様書に基づいたメーカーであれば、どのようなメーカーでも指定できます。

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
暫時休憩します。

午後 1 時 1 5 分 休 憩

午後1時15分 再開

議長 ( 加藤彦次郎 )

会議を再開します。

先ほどの質問について、いま一度答弁します。町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 答えします。

メーカーの指定はしておりません。規格に基づいてはできます。

議長 ( 加藤彦次郎 )

6番。

6番 ( 遠藤勝昭 )

何回もすみません。では、規格のこのB-3級と同等以上であれば、ほかのメーカーでもいいという解釈でよろしいですか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 それはオーケーです。(「以上で終わります。分かりました」の声あり)

議長 ( 加藤彦次郎 )

ほかに質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第52号「財産の取得について(小型動力ポンプ)」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 認定第1号「令和4年度三種町一般会計歳入歳出決算書の認定について」から日程第22. 認定第8号「令和4年度三種町下水道事業会計決算の認定について」までを一括議題とします。

初めに、決算特別委員会より審査報告を求めます。決算特別委員長。

決算特別 ( 高橋 満 )

委員長 それでは、私から決算特別委員会に審査を付託された令和4年度決算については、9月6日及び13日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

認定第1号「令和4年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第8号「令和4年度三種町下水道事業会計決算の認定について」までの8決算については、認定すべきものと決定しました。

なお、本委員会は、認定第1号に対し、次の意見を付すこととしました。  
町有地等を売却する際に、随意契約とした案件が散見される。原則は入札  
とのことであるが、不要な町有地、町有施設を民間での活用に円滑につなげ  
るためには、随意契約を含む柔軟な対応が望ましい場合もあることは理解で  
きます。実態に即したルールを定めることで手続を効率化し、町の活性化に  
資するよう運用されることを期待する。

以上で審査報告を終わります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

決算特別委員会の審査報告を終わります。

それでは、認定第1号「令和4年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定に  
ついて」から、認定第8号「令和4年度三種町下水道事業会計決算の認定に  
ついて」までを一括採決します。

本8件に対する委員長報告は、認定です。本8件を委員長報告のとおり決  
定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、認定第1号から認定第8号までの8  
件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第23. 陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関  
する陳情」及び日程第24. 発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意  
見書について」を一括議題とします。

陳情付託委員会より審査報告及び説明を求めます。総務常任委員長。

総務常任 ( 伊藤千作 )

委員長 それでは、総務常任委員会に付託された陳情については、9月6日に審査  
を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情につ  
いては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発委第4号、地方財政の充実・  
強化を求める意見書についてを提出しますので、ご審議くださるようお願い  
します。

以上で陳情審査報告を終わります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

総務常任委員長の審査報告等を終わります。

ただいまの報告等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で総務常任委員会の審査報告等を終わります。

初めに、陳情第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」を

採決します。

本件の委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、発委第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 発委第5号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」を議題とします。

発委第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第5号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 常任委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、教育民生常任委員会の報告を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生 ( 塚谷直樹 )

常任委員長 所管事務調査報告書をお手元にお願いします。

議長 本委員会は、7月14日からの大雨災害への対応について調査を行いました。

3の調査の結果または概要(意見)になります。

7月14日からの大雨災害への対応については、昨年度の経験や反省点を踏まえ、遅滞なく避難情報の発令が行われており、また救助要請についても適切に対処していることが認められました。

ただし、本委員会からは、次の2点について意見を付すこととします。

①町民の大雨災害に対する理解を深めるため、今回の時間雨量データを公開されたい。

②洪水が発生した区域の住民から、住居の移転要望の声も聞かれるので、防災集団移転促進事業の活用に関して調査されたい。

近年、大雨による災害が頻発化していることから、今後とも万全の備えで災害対策に当たっていただきたいと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 ( 加藤彦次郎 )

教育民生常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設 ( 高橋 満 )

常任委員長 所管事務調査報告書をお手元にお願いします。

議長 本委員会は、7月14日からの大雨災害への対応について調査を行っております。

3の調査の結果または概要、意見となっています、の(2)の意見になります。

本委員会は、議会災害対応方針に基づき、町当局の現場対応が落ち着いてから被災施設等の視察を行いました。ご対応いただきました担当課の皆様には感謝申し上げます。

本年も記録的な大雨によりまして、町内の広範囲において被害が確認されております。町当局におかれましては、町民の今後の生活または営農に支障を来さないよう、引き続き速やかな復旧作業を望むものであります。

以上で報告を終わります。

議長 ( 加藤彦次郎 )

産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第27. 発委第6号「三種町議会議員政治倫理条例の制定について」及び日程第28. 発委第7号「三種町議会ハラスメント防止条例の制定について」を一括議題とします。

発委第6号及び第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第6号及び第7号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

初めに、発委第6号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第6号「三種町議会議員政治倫理条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第7号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第7号「三種町議会ハラスメント防止条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年9月三種町議会定例会を閉会します。

---

午後1時33分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 加藤彦次郎

三種町議会議員 成田光一

三種町議会議員 遠藤勝昭

,